基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月28日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	縮尺	実施時期	地域 所属番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成29年	八戸 4—2	普代	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	一関 12—1	馬籠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前 16—1	下岩川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 16—2	小又口	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上 1—2	湯殿山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟 3—2	会津広田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宇都宮 10—1	番場	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田 8—2	野反湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野 13—2	信濃松代	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡 2—1	三島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 10—4	牛妻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 11—1	静岡東部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 11—3	静岡西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山 11—4	町方	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋 9—3	猿爪	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 14—2	豊田南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜 4—1	美濃関	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋 15—3	三雲	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢 14—4	大豆生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	木本 13—3	七色貯水池	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪 8—1	枚方	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山 5—1	信貴山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 15—1	淡輪	〃　〃　〃
〃	〃	〃	田辺 2—2	新宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	姫路 4—3	加古川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高知 10—2	西石原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 11—1	川口	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮崎 12—1	幸島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本 10—3	佐賀空港	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 12—3	島原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鹿児島 8—3	瀬々串	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 13—1	大川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃 14—1	羽島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	唐津 8—1	鷹島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長崎 7—2	神浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	野母崎 3—2	魚貫崎	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成30年３月１日

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月28日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	精度	実施時期	地域 地区名	市、区、(郡)、町、村名	備考
電子基準点		平成29年度	岩手県	花巻市、八幡平市、奥州市	標 高 改 測
				(岩手郡) 雫石町	標 高 改 算
				(和賀郡) 西和賀町	
			宮城県	仙台市青葉区、白石市、栗原市、大崎市	
				(刈田郡) 七ヶ宿町	
				(柴田郡) 川崎町	
				(伊具郡) 丸森町	
				(黒川郡) 大和町	
				(加美郡) 色麻町、加美町	
			秋田県	秋田市、横手市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市	
				(雄勝郡) 東成瀬村	
			山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市	
				(東村山郡) 山辺町	
				(西村山郡) 西川町	
				(最上郡) 最上町、真室川町、大蔵村	
				(西置賜郡) 小国町、白鷹町、飯豊町	
				(東田川郡) 庄内町	
				(飽海郡) 遊佐町	
			福島県	福島市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市	
				(耶麻郡) 北塩原村、猪苗代町	
				(双葉郡) 川内村、浪江町	
			新潟県	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市	
				(東蒲原郡) 阿賀町	
水準点	一、二等	平成29年度	岩手県	花巻市、北上市、八幡平市、奥州市、滝沢市	改　測
				(岩手郡) 雫石町	改　算
				(和賀郡) 西和賀町	